

# 東京海上・世界モノポリー戦略株式ファンド (毎月決算型)/(年1回決算型)/(年6回決算型) 追加型投信/海外/株式

## 2023年の振り返りと今後の見通し

### 当資料の内容

- 2023年の振り返りと今後の見通し
- リスクを意識した投資の重要性
- 安定的な値動きの背景にあるモノポリー株式の特徴とは？

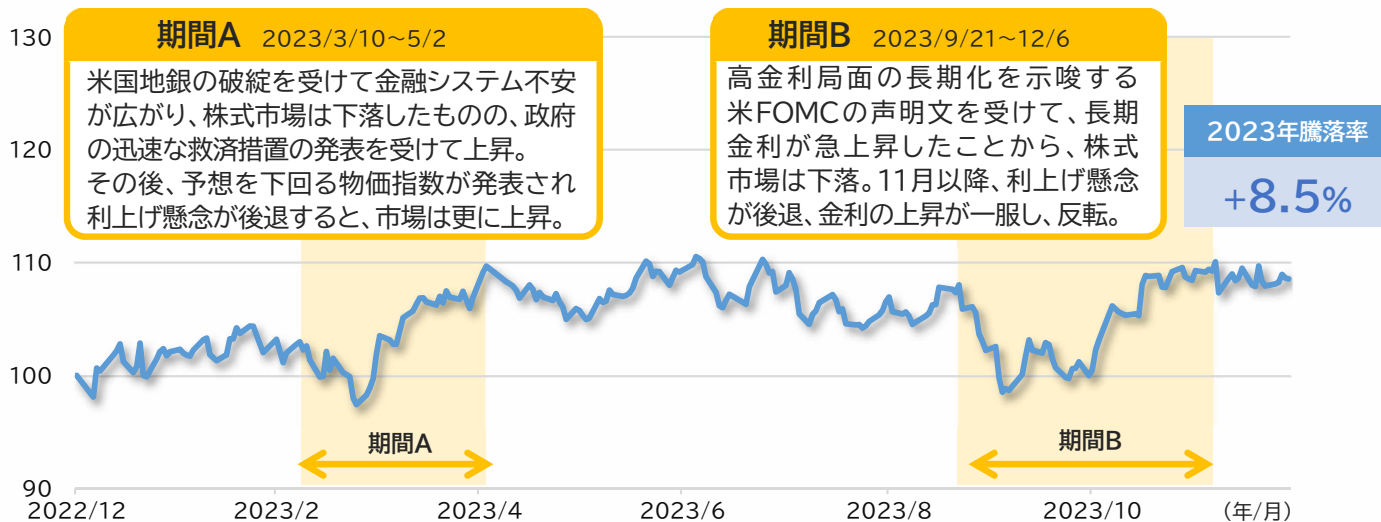
### 2023年の振り返り

※ 基準価額の推移および年間騰落率の推移は毎月決算型の運用実績です。年1回決算型、年6回決算型の運用実績は、当社ホームページでご確認ください。

海外金利の動向等に振らされたものの、2023年の年間騰落率はプラス  
モノポリー企業の安定性をご支持いただき純資産総額は大きく増加

### 2023年の基準価額の推移と市場の振り返り

2022年12月30日～2023年12月29日、日次



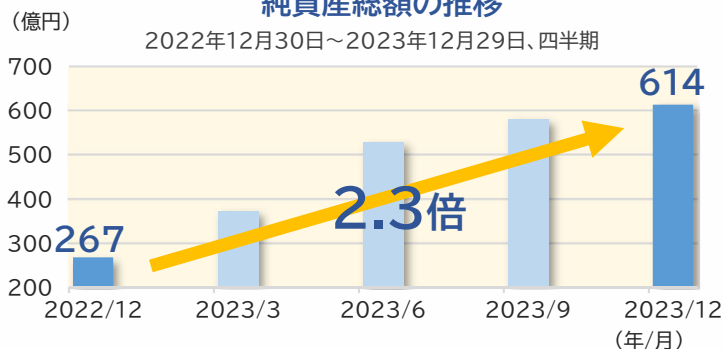
※ 2022年12月30日を100として指数化。

※ 基準価額は、毎月決算型の税引前分配金再投資ベース、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※ 2023年騰落率は、毎月決算型の基準価額(税引前分配金再投資)をもとに算出しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

### 純資産総額の推移

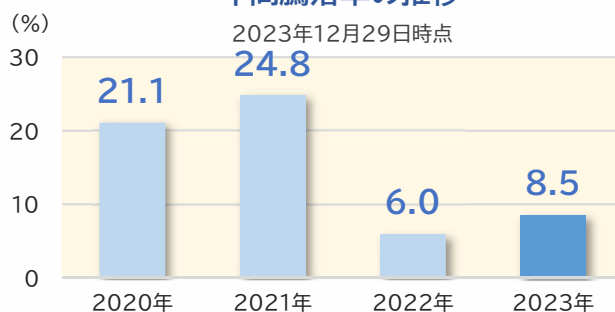
2022年12月30日～2023年12月29日、四半期



※ 純資産総額は毎月決算型、年1回決算型、年6回決算型の合計値。

### 年間騰落率の推移

2023年12月29日時点



※ 年間騰落率は毎月決算型の基準価額(税引前分配金再投資)をもとに算出しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

※ 2020年は、2020年3月13日(設定日)～2020年末の期間で計算。

※ 上記は過去の実績であり、今後の運用成果等を示すものではありません。

## 今後の見通し



マゼラン・アセット・マネジメント・リミテッド リード・ポートフォリオ・マネージャー  
ジェラルド・スタック

2024年は米国の利下げ期待に加えて、モノポリー企業の利益成長に自信を持っており、モノポリー企業を取り巻く環境は良好と見ています。

2024年も配当と資産成長の両立をめざして、運用を行ってまいります。

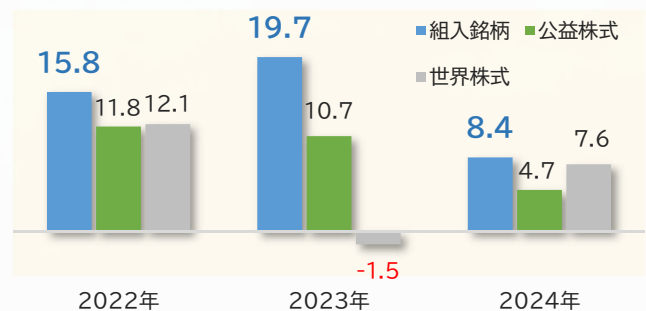
Q. 2023年は米国金利の急速な上昇がファンドの重しとなりましたが、2024年の見通しは？

A. 2024年は米国金利の低下を予想しており、モノポリー企業の相対的に高い配当利回りや、安定的な利益成長が評価される展開になると見ています。

- 2023年は、9月以降の米国金利の急上昇によりモノポリー企業の資金調達コスト(支払利息)の上昇や配当利回りの魅力低下等が意識されたこと等から、当ファンドは軟調な推移となりました。
- 足もとの長期金利も2023年後半と比べると低下していることから、金利上昇のピークは越えたと見ています。
- 今後、米国の利下げの確度が高まり、金利が更に落ち着きを取り戻す環境になれば、モノポリー企業の相対的に高い配当利回りや、安定的な利益成長が評価される展開になると見ています。

### 組入銘柄の利益(EBITDA)成長率(%)

2022年～2024年、年次



- ※ 組入銘柄の利益成長率は、2023年11月末時点の当ファンドの組入銘柄の各時点のEBITDA(利払前、税引前、減価償却前利益)の成長率(前年比)を単純平均して計算。なお、各時点でデータの取得できない銘柄については、除外して計算。
- ※ 2023年、2024年はFactSetの予想値(2024年1月15日時点)。
- ※ 上記で使用した各資産の指数については6ページを参照。なお、各指数は当ファンドのベンチマークではありません。

出所: FactSet、ノーザン・トラスト

Q. インフレの収束はモノポリー企業にとってマイナスになりますか？

A. 過度なインフレが収束し投資環境の安定化が期待されることに加え、適度なインフレは継続すると見込まれることから、当ファンドにとって好ましい環境と言えます。

- 過度なインフレの収束によって、これまで経済や株式市場のかく乱要因となっていた金利の動向が落ち着き投資環境の安定化が期待されることは、株式全般にとってプラス要因となります。
- 今後は、各国中央銀行が目標とする年率2%程度の適度なインフレが続く見込みであることから、インフレ連動の価格転嫁が認められたモノポリー企業の安定的な利益成長は継続すると見ています。

## Q. 2024年、注目するセクターは？

A. 脱炭素化の恩恵を受ける総合電力や送配電、旅行需要回復が期待される空港などのセクターに注目しています。



画像はイメージです

### 総合電力・送配電

組入比率:45.5% (2023年12月末時点)

- 規制下の電力事業は、資産価値等に一定の利益率を乗じたものを利益とすることが規制により認められています。
- 電気自動車の普及等、脱炭素化が加速する中、設備投資(送配電網の増強等)による資産価値の向上が、利益拡大を後押しすると見えています。
- また、コロナ禍において公共料金の値上げを一部抑制していた企業で、利益率の引き上げが承認される動きもあり、利益成長に寄与すると見えています。

#### 電力事業の利益の仕組み(イメージ)

資産価値

発電所や送配電網等の資産価値は設備投資により向上

×

利益率

規制により一定の利益率の確保が認められている(=安定的)

||

利益

設備投資や利益率の引き上げにより利益は増加

※ 国、地域等によっては上記とは異なる場合があります。



画像はイメージです

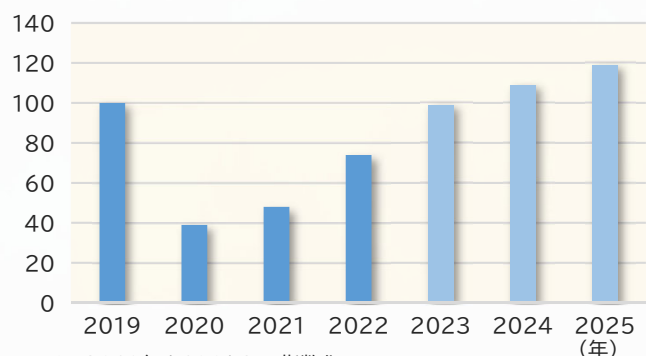
### 空港

組入比率:9.3% (2023年12月末時点)

- 航空旅客者数は、予想を上回るペースで回復し、2023年にはコロナ前(2019年)の水準近辺まで増加し、旅行需要の高まりを背景に今後もさらに増加すると予想されています。
- 当ファンドで組入れる空港銘柄は2022年以降、概ね堅調に推移していますが、今後の航空旅客者数の増加を勘案すると、引き続き堅調な株価推移が見込まれます。
- 中長期的には、新興国の中間所得者層増加による航空旅客者数の増加も見込まれ、空港銘柄の長期的な成長が期待されます。

#### 航空旅客者数の推移

2019年~2025年、年次



※ 2019年を100として指数化

※ 2023年以降はIATA(国際航空運送協会)の予想値

出所:IATA、ノーザン・トラスト

※ セクターはマゼラン社による分類です。

※ 組入比率は、マザーファンド(アンカーMFG世界モノポリー戦略株式マザーファンド)の純資産総額に占める割合です。

※ 上記は当資料作成時点のマゼラン社の見解であり、予告なく変更される場合があります。

※ 上記は過去の実績および将来の予想であり、今後の運用成果等を示すものではありません。

## リスクを意識した投資の重要性

### リスクのある資産を長期で持ち続けるためには 投資をはじめる前に、投資資産のリスクを把握することが大切

- 2024年の年初から新たなNISA(少額投資非課税制度)が開始されました。この機会に投資をはじめてみようと考えている方も多いと思いますが、投資を行う上で避けて通れないのが市場の下落です。世界株式市場では、2000年以降20%を超える大幅な下落局面が何度か訪れています。
- 短期的な値動きに一喜一憂せず、市場の成長を信じて長期投資をすることが資産形成の鉄則。とはいえ、保有資産の大きな下落に直面した時、資産を売却してしまう投資家が多いのも、また事実です。
- 市場が大きく下落した場合でも落ち着いて行動できるよう、投資をはじめる前に、投資資産のリスク(値動きの大きさ)を事前に把握することが大切です。

#### 世界株式の推移と下落局面での下落率

1999年12月末～2023年12月末、月次、円換算ベース



※ 上記で使用した指数については6ページを参照。指数に同日の為替レートを乗じて東京海上アセットマネジメントが計算。なお、同指数は当ファンドのベンチマークではありません。

※ 各下落局面の下落率は、以下の期間で計算。

ITバブル崩壊:2000年3月末～2003年2月末、サブプライムローン問題、リーマン・ショック:2007年6月末～2009年2月末、チャイナ・ショック:2015年7月末～2016年6月末、コロナ・ショック:2020年1月末～2020年3月末。

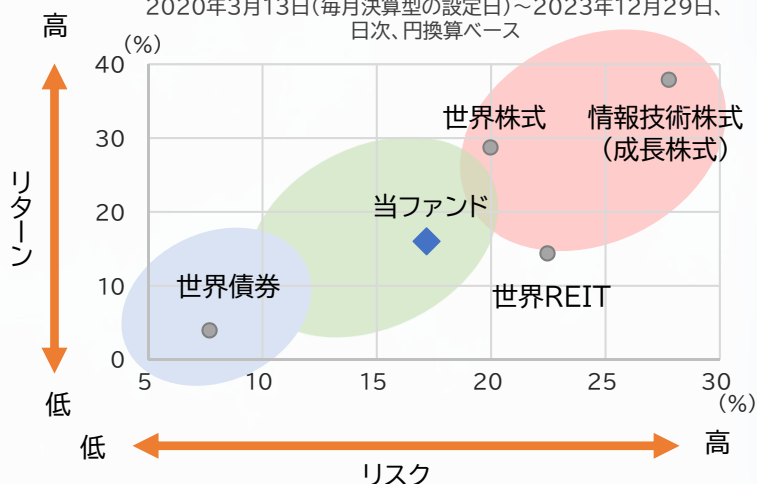
出所:LSEG

### 過度なリスクを避け、安定的な資産の成長をめざすモノポリー株式への投資

- 当ファンドは、高リスク資産である株式と低リスク資産である債券の間に位置するようなリスク・リターン特性を有しています。
- 投資対象として人気のある成長株式のように短期で大きなリターンを得ることは難しいものの、過度なリスクを避け、安定的で着実な資産の成長を期待することができます。

#### リスク・リターン特性(年率)

2020年3月13日(毎月決算型の設定日)～2023年12月29日、日次、円換算ベース



※ 上記で使用した各資産の指数については6ページを参照。各指数(前日値)に当日の為替レートを乗じて東京海上アセットマネジメントが計算。なお、各指数は当ファンドのベンチマークではありません。

※ 当ファンドは毎月決算型の基準価額(税引前分配金再投資)をもとに計算。

出所:LSEG

## 安定的な値動きの背景にあるモノポリー株式の特徴とは？

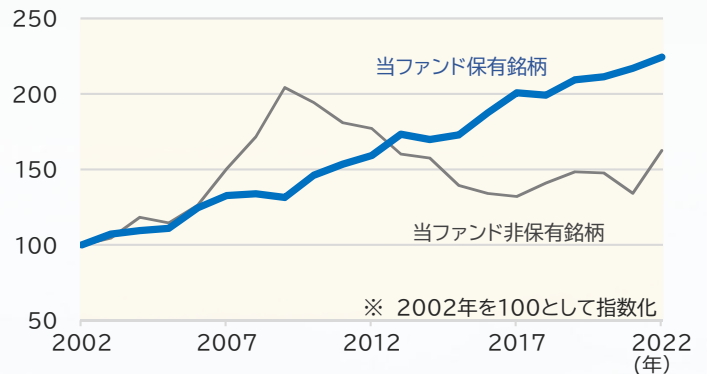
### 特徴

#### 1 利益成長が予測しやすい

- モノポリー企業は、生活に必要不可欠なサービスを提供しているため、需要が見込みやすく、利益成長の予測がしやすいという特徴があります。そのため、決算発表等で市場予想と大きく乖離する可能性が低く、株価の乱高下が相対的に低いと想定されます。
- また、当ファンドでは事業が規制等に守られた企業を厳選し、安定的な利益成長が見込める銘柄に投資しています。右のグラフは、MSCI世界公益株価指数の構成銘柄を当ファンドの保有銘柄と非保有銘柄に分類し、その利益の推移を示したものです。当ファンドの保有銘柄の利益は右肩上がりである成長していることが示されており、業績の安定性がファンドの価格変動の安定性に寄与していると考えられます。

#### 組入銘柄の利益(EBITDA)の推移

2002年～2022年、年次



※ 上記は、2023年11月末時点のMSCI世界公益株価指数の構成銘柄を当ファンドの保有銘柄と非保有銘柄に分類し、それぞれの銘柄群のEBITDA(米ドルベース)の合計値を指数化したもの。MSCI世界公益株価指数は当ファンドのベンチマークではありません。

出所:FactSet、マゼラン社、ノーザン・トラスト

### 特徴

#### 2 相対的に高い配当利回り

- 業績の安定的な成長を背景とした高い配当収入が、モノポリー株式の魅力の一つとなっています。
- 当ファンドと同一の運用戦略(以下、当運用戦略)の過去の投資リターンの内訳を見ると、配当収入は全体の投資収益の4割程度となっており、値動きを下支えています。
- 当ファンドの組入銘柄は安定的な配当成長が見込まれており、今後も高水準の配当収益が価格変動の影響を抑制する効果が期待できます。

#### <参考> 当運用戦略の投資リターンの内訳

2012年1月末～2023年12月末、月次、米ドルベース

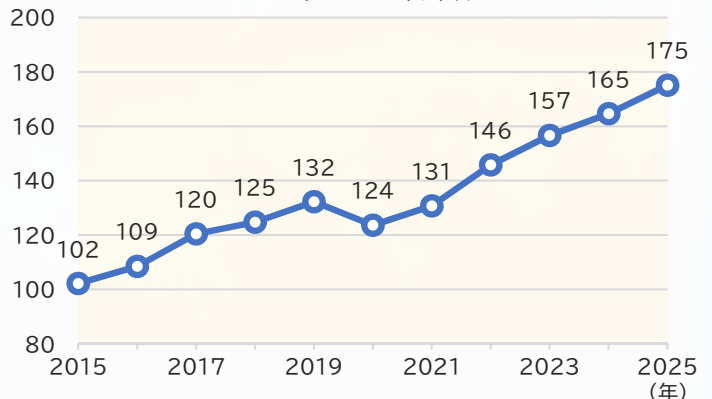


※ 当運用戦略は、当ファンドが採用する戦略と同一の手法を用いた運用戦略の実績(運用費用控除前)であり、当ファンドのものではありません。  
※ 上記は、当運用戦略の運用実績および配当利回りを基に簡便的に計算したものであり、実際の数値とは異なります。配当収入の積み上げ効果を示す参考としてご覧ください。

※ 上記は過去の実績および将来の予想であり、今後の運用成果等を示すものではありません。

#### 組入銘柄の1株当たり配当金の推移

(米ドル) 2015年～2025年、年次



※ 2023年以降はFactSetの予想値。

※ 2023年11月末時点の当ファンドの保有銘柄の1株当たり配当金を各年毎に合計したもの(過去10年のデータが取得できない銘柄を除く)。

出所:FactSet、マゼラン社、ノーザン・トラスト

## 設定来の毎月決算型の運用実績

※下記は毎月決算型の運用実績です。年1回決算型、年6回決算型の運用実績は、当社ホームページでご確認ください。

### 毎月決算型の基準価額の推移

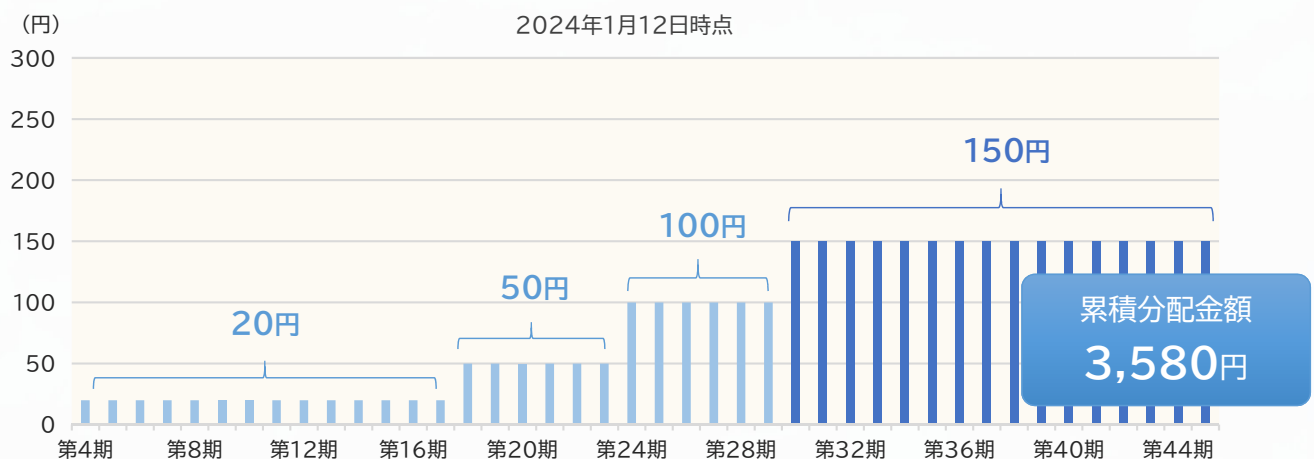


※ 基準価額、基準価額(税引前分配金再投資)は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※ 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前分配金を再投資したと仮定して計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

※ 設定来騰落率は、基準価額(税引前分配金再投資)をもとに算出しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

### 毎月決算型の分配金の推移



※分配金額は、1万口当たり、税引前。

※第1期～第3期は無分配。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

※ 上記は過去の実績であり、今後の運用成果等を示すものではありません。

#### 【2ページ、4ページで使用した指数について】

世界株式:MSCIワールド指数(税引後配当込み)、公益株式:MSCI世界公益株価指数(税引後配当込み)、情報技術株式:MSCI世界情報技術株価指数(税引後配当込み)、世界債券:FTSE世界国債インデックス、世界REIT:FTSE EPRA/NAREIT Developed Index(税引後配当込み)。

- MSCIワールド指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。
- FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- FTSE EPRA/NAREIT Developed Indexの著作権等の知的財産権、その他一切の権利はFTSEに帰属します。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

### 分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

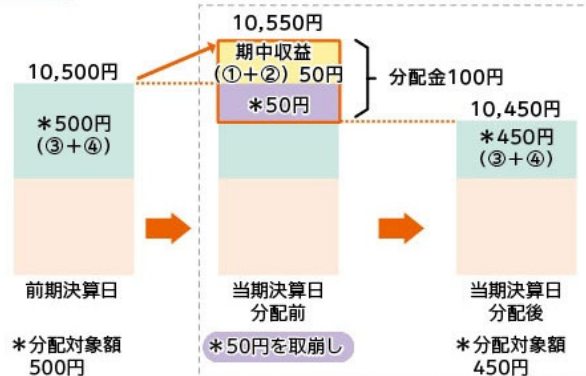
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、

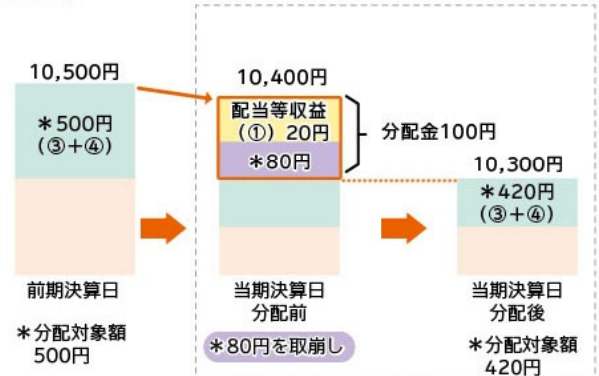
①配当等収益(経費控除後) ②評価益を含む売買益(経費控除後) ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### ケースA 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### ケースB 前期決算日から基準価額が下落した場合



① 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が 元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が 元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## ファンドの特色

- 1 日本を除く世界の株式等の中から、「モノポリー企業」の株式等に投資します。
- 2 銘柄選定にあたっては、持続可能な競争優位性を持つと判断される銘柄を選別します。
- 3 モノポリー企業の株式等の実質的な運用は、「マゼラン・アセット・マネジメント・リミテッド」が行います。
- 4 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5 「毎月決算型」、「年1回決算型」、「年6回決算型」の3ファンドからお選びいただけます。

※資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの主なリスク

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 価格変動<br>リスク  | 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。<br>REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等さまざまな要因を反映して変動します。組入証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。                                                         |
| 為替変動<br>リスク  | 外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。                                                                                                                                                |
| カントリー<br>リスク | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。<br>また、投資対象国・地域には新興国が含まれています。新興国を取巻く社会的・経済的環境は不透明な場合もあり、金融危機、デフォルト(債務不履行)、重大な政策変更や様々な規制の新たな導入等による投資環境の変化が、先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。<br>さらに、新興国においては市場規模が小さく流動性が低い場合があり、そのため組入資産の価格変動が大きくなる可能性があります。 |
| 流動性<br>リスク   | 受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。                                                                                                                                                                                  |

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## お申込みメモ

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                       | 販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 購入価額                       | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 換金単位                       | 販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 換金価額                       | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 換金代金                       | 原則として、換金申込受付日から起算して、6営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 申込締切時間                     | 原則として午後3時までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 換金制限                       | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 購入・換金申込<br>受付の中止<br>および取消し | 取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 購入・換金<br>申込不可日             | 以下に該当する日には、購入・換金のお申込みができません。<br>・ニューヨーク証券取引所の休業日(日本の休業日を除きます。)の前営業日                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 信託期間                       | 毎月決算型:2030年1月15日まで(2020年3月13日設定)<br>年1回決算型:2044年7月15日まで(2022年10月20日設定)<br>年6回決算型:2044年7月15日まで(2023年10月17日設定)                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 繰上償還                       | 主要投資対象とする「世界モノポリー戦略株式ファンド(適格機関投資家限定)」が存続しないこととなる場合は、繰上償還となります。<br>以下に該当する場合等には、繰上償還することがあります。<br>・受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき<br>・ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき                                                                                                                                                                               |
| 決算日                        | 毎月決算型:毎月15日(休業日の場合は翌営業日)<br>年1回決算型:7月15日(休業日の場合は翌営業日)<br>年6回決算型:1月、3月、5月、7月、9月および11月の各15日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 収益分配                       | 毎月決算型:年12回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。<br>年1回決算型:年1回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。<br>年6回決算型:年6回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。<br>※将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。<br>※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。<br>※販売会社との契約によっては再投資が可能です。                                                                                                                                    |
| 課税関係                       | 収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。<br>課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>2024年1月1日以降は一定の条件を満たした場合に「NISA」の適用対象となります。<br>「年1回決算型」および「年6回決算型」は、2024年1月1日以降の「NISA」の「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。<br>「毎月決算型」は、2024年1月1日以降は、「NISA」の対象とはなりません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。<br>配当控除および益金不算入制度の適用はありません。<br>※上記は、2023年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。 |

## ファンドの費用

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

### 投資者が直接的に負担する費用(購入時・換金時)

|         |                                                                              |
|---------|------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額に <u>3.3%(税抜3%)</u> の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 信託財産留保額 | ありません。                                                                       |

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用(保有時)

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | <p>ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬率は、信託財産の純資産総額に対し、<u>年率1.7985%(税抜1.635%)程度</u>(注)となります。</p> <p>ファンドの信託報酬率 : 年率1.122%(税抜1.02%)<br/>             投資対象とする投資信託証券の信託報酬率: 年率0.6765%(税抜0.615%)</p> <p>(注)ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味して、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| その他の費用・<br>手数料   | <p>以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用<br/>                     ファンドの純資産総額に年率0.011%(税込)をかけた額(上限年99万円)を日々計上します。</li> <li>毎月決算型・年6回決算型:<br/>                     毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。</li> <li>年1回決算型:<br/>                     毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。</li> <li>・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・資産を外国で保管する場合にかかる費用</li> <li>・信託事務等にかかる諸費用</li> <li>・投資対象とする投資信託証券における諸費用</li> </ul> <p>※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> |

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

※ファンドが実質的に投資するREITについては、市場の需給等により価格形成されるため、REITの費用は表示しておりません。

## ファンドの関係法人

### ■ 販売会社

(当資料作成日時時点)

| 商号(五十音順)                                    | 登録金融<br>機関 | 金融商品<br>取引業者 | 登録番号             | 加入協会    |                         |                         |                            | 取扱いコース    |            |            |
|---------------------------------------------|------------|--------------|------------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|-----------|------------|------------|
|                                             |            |              |                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>日本投資顧問業<br>協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品<br>取引業協会 | 毎月<br>決算型 | 年1回<br>決算型 | 年6回<br>決算型 |
| 株式会社 愛知銀行                                   | ○          |              | 東海財務局長(登金)第12号   | ○       |                         |                         |                            | ○         | ○          |            |
| 株式会社 イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社)   | ○          |              | 関東財務局長(登金)第633号  | ○       |                         |                         |                            | ○         | ○          |            |
| 岩井コスモ証券株式会社                                 |            | ○            | 近畿財務局長(金商)第15号   | ○       | ○                       | ○                       |                            | ○         | ○          |            |
| auカブコム証券株式会社                                |            | ○            | 関東財務局長(金商)第61号   | ○       | ○                       | ○                       | ○                          | ○         | ○          |            |
| SMBC日興証券株式会社                                |            | ○            | 関東財務局長(金商)第2251号 | ○       | ○                       | ○                       | ○                          | ○         | ○          |            |
| 株式会社 SBI証券                                  |            | ○            | 関東財務局長(金商)第44号   | ○       |                         | ○                       | ○                          | ○         | ○          | ○          |
| 株式会社 SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>株式会社 SBI証券)  | ○          |              | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       |                         | ○                       |                            | ○         | ○          | ○          |
| 株式会社 SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社) | ○          |              | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       |                         | ○                       |                            | ○         | ○          |            |
| 株式会社 大垣共立銀行                                 | ○          |              | 東海財務局長(登金)第3号    | ○       |                         | ○                       |                            | ○         | ○          |            |
| OKB証券株式会社                                   |            | ○            | 東海財務局長(金商)第191号  | ○       |                         |                         |                            | ○         | ○          |            |
| おかやま信用金庫                                    | ○          |              | 中国財務局長(登金)第19号   | ○       |                         |                         |                            | ○         |            | ○          |
| 株式会社 神奈川銀行                                  | ○          |              | 関東財務局長(登金)第55号   | ○       |                         |                         |                            | ○         | ○          |            |
| 京銀証券株式会社                                    |            | ○            | 近畿財務局長(金商)第392号  | ○       |                         |                         |                            | ○         |            |            |
| 株式会社 京都銀行                                   | ○          |              | 近畿財務局長(登金)第10号   | ○       |                         | ○                       |                            | ○         |            |            |
| 株式会社 京都銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>京銀証券株式会社)       | ○          |              | 近畿財務局長(登金)第10号   | ○       |                         | ○                       |                            | ○         |            |            |
| 株式会社 きらやか銀行                                 | ○          |              | 東北財務局長(登金)第15号   | ○       |                         |                         |                            | ○         | ○          |            |
| 静銀ティーエム証券株式会社                               |            | ○            | 東海財務局長(金商)第10号   | ○       |                         |                         |                            | ○         | ○          |            |
| 七十七証券株式会社                                   |            | ○            | 東北財務局長(金商)第37号   | ○       |                         |                         |                            | ○         | ○          |            |
| 株式会社 仙台銀行                                   | ○          |              | 東北財務局長(登金)第16号   | ○       |                         |                         |                            | ○         |            |            |
| 第四北越証券株式会社                                  |            | ○            | 関東財務局長(金商)第128号  | ○       |                         |                         |                            | ○         | ○          |            |
| 株式会社 大東銀行                                   | ○          |              | 東北財務局長(登金)第17号   | ○       |                         |                         |                            | ○         | ○          |            |
| ちばざん証券株式会社                                  |            | ○            | 関東財務局長(金商)第114号  | ○       |                         |                         |                            | ○         | ○          |            |
| 株式会社 中京銀行                                   | ○          |              | 東海財務局長(登金)第17号   | ○       |                         |                         |                            | ○         | ○          |            |
| 長野證券株式会社                                    |            | ○            | 関東財務局長(金商)第125号  | ○       |                         |                         |                            |           |            | ○          |
| 百五証券株式会社                                    |            | ○            | 東海財務局長(金商)第134号  | ○       |                         |                         |                            | ○         |            |            |
| ひろざん証券株式会社                                  |            | ○            | 中国財務局長(金商)第20号   | ○       |                         |                         |                            | ○         |            |            |
| フィデリティ証券株式会社                                |            | ○            | 関東財務局長(金商)第152号  | ○       | ○                       |                         |                            | ○         |            |            |
| 株式会社 北海道銀行                                  | ○          |              | 北海道財務局長(登金)第1号   | ○       |                         | ○                       |                            | ○         | ○          |            |
| 松井証券株式会社                                    |            | ○            | 関東財務局長(金商)第164号  | ○       |                         | ○                       |                            | ○         | ○          | ○          |
| マネックス証券株式会社                                 |            | ○            | 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          | ○         | ○          |            |
| 丸八証券株式会社                                    |            | ○            | 東海財務局長(金商)第20号   | ○       |                         |                         |                            | ○         |            |            |
| むさし証券株式会社                                   |            | ○            | 関東財務局長(金商)第105号  | ○       |                         |                         | ○                          | ○         |            |            |
| めぶき証券株式会社                                   |            | ○            | 関東財務局長(金商)第1771号 | ○       |                         |                         |                            | ○         |            |            |
| 楽天証券株式会社                                    |            | ○            | 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          | ○         | ○          |            |
| ワイエム証券株式会社                                  |            | ○            | 中国財務局長(金商)第8号    | ○       |                         |                         |                            | ○         | ○          |            |

## ファンドの関係法人

■ 取次販売会社 (当資料作成日時点)

| 商号(五十音順)   | 登録金融機関 | 金融商品取引業者 | 登録番号            | 加入協会    |                 |                 |                    | 取扱いコース |        |        |
|------------|--------|----------|-----------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|--------|--------|--------|
|            |        |          |                 | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 毎月決算型  | 年1回決算型 | 年6回決算型 |
| 足利小山信用金庫   | ○      |          | 関東財務局長(登金)第217号 |         |                 |                 |                    |        | ○      |        |
| しずおか焼津信用金庫 | ○      |          | 東海財務局長(登金)第38号  |         |                 |                 |                    |        | ○      |        |
| 長野信用金庫     | ○      |          | 関東財務局長(登金)第256号 | ○       |                 |                 |                    |        | ○      |        |
| 浜松磐田信用金庫   | ○      |          | 東海財務局長(登金)第61号  |         |                 |                 |                    |        | ○      |        |
| 福島信用金庫     | ○      |          | 東北財務局長(登金)第50号  |         |                 |                 |                    |        | ○      |        |

■ 設定・運用 お問い合わせは

### 東京海上アセットマネジメント

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク 0120-712-016

※営業日の9:00~17:00

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

#### 【一般的な留意事項】

- 当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。